

経済産業省

20260225貿局第2号
輸出注意事項2026第6号
経済産業省貿易経済安全保障局

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年3月4日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年3月5日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

改正後	現 行
<p>2 適用品目</p> <p>適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。</p> <p>(1) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。</p> <p>(2) 条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（(3)の場合を除く）。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあつては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。</p> <p>(3) 条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物、これらの個体の一部及びこれらの卵、はく製又は加工品のうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶（以下「船舶」という。）が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間に、公海で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する水産物。</p> <p>ただし、当該水産物が「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年1月1日付け輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）に基づいて「条約に基づく日本国許可・証明書」の発行を受けた場合に限る。</p> <p>4 輸出の承認</p> <p>輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 採捕する予定の水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき、当該水産物を採捕する船舶、<u>海域等</u>が6(2)(ロ)に定める水産庁から情報</p>	<p>2 適用品目</p> <p>適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。</p> <p>(1) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。</p> <p>(2) 条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（(3)の場合を除く）。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあつては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。</p> <p>(3) 条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物、これらの個体の一部及びこれらの卵、はく製又は加工品のうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶（以下「船舶」という。）が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間に、公海又は<u>外国の排他的経済水域</u>で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する水産物。</p> <p>ただし、当該水産物が「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年1月1日付け輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）に基づいて「条約に基づく日本国許可・証明書」の発行を受けた場合に限る。</p> <p>4 輸出の承認</p> <p>輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 採捕する予定の水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき、当該水産物を採捕する船舶<u>及び</u>海域が6(2)(ロ)に定める<u>科学当局である</u></p>

提供のあった船舶、海域等であると認められる場合

当該輸出承認を行う範囲は、輸入者名並びにその住所、荷受人並びにその住所、仕向地、商品名（対象種の学名）及び数量とする。

6 2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理

上記2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 上記 (1) により輸出承認申請書を受理した野生動植物貿易審査室は、以下の措置を行うこととする。

(イ) (略)

(ロ) 上記4の (注) (3) に定める承認の要件については、我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき水産庁から提供を受けた情報を確認する。また、必要に応じて水産庁に情報提供を求めることができる。

(3) (略)

水産庁から情報提供のあった船舶及び海域であると認められる場合

当該輸出承認を行う範囲は、輸入者名並びにその住所、荷受人並びにその住所、仕向地、商品名（対象種の学名）及び数量とする。

6 2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理

上記2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 上記 (1) により輸出承認申請書を受理した野生動植物貿易審査室は、以下の措置を行うこととする。

(イ) (略)

(ロ) 上記4の (注) (3) に定める承認の要件については、我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき科学当局である水産庁から提供を受けた情報を確認する。また、必要に応じて水産庁に情報提供を求めることができる。

(3) (略)

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年1月1日付け輸出注意事項55第17号）

改正後	現 行
<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項の中欄に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する時又は既に漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間において、公海で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する場合に係る輸出承認により輸出する時の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年1月4日から実施する。</p> <p>なお、輸出令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。</p> <p>Ⅱ 対象貨物の取扱い</p> <p>対象貨物のうち、条約附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、<u>つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメ並びに条約附属書Ⅰに掲げる種に属する植物であって、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上条約附属書Ⅱに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>ただし、条約附属書Ⅰに掲げる種の承認基準を満たす場合には、条約附属書Ⅰに掲げる種として取り扱うことができる。</u></p> <p>Ⅲ 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) (略)</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項の中欄に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する時又は既に漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間において、<u>公海又は外国の排他的経済水域</u>で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する場合に係る輸出承認により輸出する時の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年1月4日から実施する。</p> <p>なお、輸出令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。</p> <p>Ⅱ 対象貨物の取扱い</p> <p>対象貨物のうち、条約附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨<u>及びつち鯨並びに条約附属書Ⅰに掲げる種に属する植物であって、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上条約附属書Ⅱに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>Ⅲ 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 輸出許可書等の添付書類

(イ)～(タ) (略)

(注) 上記の規定にかかわらず、洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合の添付書類は、以下の (i) から (iv) までの他、上記 (2) (ハ)、(ニ)、(ホ) 及び (タ) を提出するものとする。

(i)～(iii) (略)

(iv) 公海で採捕した標本である旨の誓約書 (任意様式) 原本1通

(3) 輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。(注)

(イ)～(ト) (略)

(チ) 条約締約国会議又は常設委員会において禁止を勧告された取引に該当しないこと。

(リ) 条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体又はその繁殖に係る親個体や創始個体群 (founder stock) 等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。

(ヌ) その他条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。

(注) (略)

(2) 輸出許可書等の添付書類

(イ)～(タ) (略)

(注) 上記の規定にかかわらず、洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合の添付書類は、以下の (i) から (iii) までの他、上記 (2) (ハ)、(ニ)、(ホ) 及び (タ) を提出するものとする。

(i)～(iii) (略)

(新設)

(3) 輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。(注)

(イ)～(ト) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(注) (略)